八　インド、英国、スロベニア、チェコ、フィンランド、フランス、アメリカ合衆国、メキシコ	とべら、ひめつるにちにちそう、バーベナ属植物及びペチュニア属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2　1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる検査方法により行われ、かつ、*Tomato chlorotic dwarf viroid*に侵されていないことが特記されていること。

附　則

この省令は、平成二十六年八月二十四日から施行する。ただし、別表一の二の改正規定は、平成二十七年二月二十四日から施行する。